

10月定例教育委員会会議録

1 開催日時

平成25年10月28日（月） 午前10時～午後0時5分

2 場所

鳥取県庁第2庁舎5階 教育委員会会議室

3 出席委員

中島諒人、坂本トヨ子、笠見幸子、若原道昭、松本美恵子、横濱純一（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 生田文子、次長 山本仁志、参事監兼高等学校課長 山根孝正、
教育総務課長 森田靖彦、教育環境課長 前田伸二、
小中学校課長 石田明広、特別支援教育課長 足立正久、
いじめ・不登校総合対策センター参事 福本慎一、
教育センター所長 坂本修一、家庭・地域教育課長 宮城絵理、
図書館長 高橋紀子、人権教育課課長補佐 鳥飼敏博、
文化財課長 上山憲二、博物館長 山内有明、
スポーツ健康教育課長 吹野英明、教育総務課参事 木本美喜、
教育総務課参事 谷和敏

6 会議

10時、中島委員長が開会を宣言した。

(1) 日程説明

森田教育総務課長が本日の日程を報告。

(2) 一般報告

横濱教育長より、防災教材の贈呈式、江原道児童生徒交流団による教育長表敬訪問、高校生向け就業支援冊子贈呈式、鳥取県スポーツ指導者研修

会、国体総合開会式、前田昭博氏 無形文化財保持者（人間国宝）認定報告、臨時教育委員会、秋篠宮同妃殿下お成りお出迎え、智頭町長との懇談、学生議会、平成25年度第2回県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会、エコツーリズム国際大会2013in鳥取開会式、県高等学校定時制通信制教育振興会との意見交換、知事と教育委員長との面談、裁量予算聞き取り、第2回鳥取マラソン実行委員会、鳥取西高140周年記念式典等について報告があった。

（3）議事

・議案第1号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

足立特別支援教育課長より、鳥取県立学校管理規則の一部改正について説明があった。西部地区における病弱教育の充実を図るため、皆生養護学校高等部に新たに病弱部門を設けることに伴って、管理規則の一部改正を行うものである。内容としては、皆生養護学校高等部の対象とする障がい種別に病弱を加え、施行期日は平成26年4月1日とする。来月には保護者対象の説明会を行い、募集要項を配布する予定としている旨の説明があった。

次いで、審議が行われ、議案第1号は原案のとおり可決された。

・議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

上山文化財課長より、鳥取県文化財保護審議会への諮問について説明があった。「絹本着色 弥陀三尊来迎図」は、鎌倉時代以降、浄土宗のひろまりとともに作られた立像形式の阿弥陀三尊来迎図で、斜め向きに雲に乗って来迎する阿弥陀如来、勢至菩薩、観音菩薩の三尊が描かれている。旧家の所蔵品で、その家に代々伝わったものとされ、盆の時期にだけ懸用されてきたものである。明治20年代に修理が加えられてはいるが、三尊の表現はきわめて繊細で、画絹の質もよく、制作時期は14世紀にさかのぼると思われる。県内にたいへんまれな中世絵画であり、阿弥陀三尊の表現は繊細で優れている。また、明治期の箱や鑑定書も、本作品の歴史を伝える資料として貴重である旨の説明があった。

次いで、審議が行われ、議案第2号は原案のとおり可決された。

議案第3号、議案第4号については、人事に関する案件のため、非公開と決定された。

[非公開]

・議案第3号 平成25年度鳥取県教育委員会表彰について

森田教育総務課長より、平成25年度鳥取県教育委員会表彰について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第3号は原案どおり可決された。

[非公開]

・議案第4号 公立学校教職員の懲戒処分について

山根参事監兼高等学校課長より、公立学校教職員の懲戒処分について説明があった。

次いで審議が行われ、議案第4号は原案どおり可決された。

・報告事項ア 平成25年度第3回鳥取県学力向上戦略本部会議の概要について

木本教育総務課参事より、10月11日に行われた、平成25年度第3回鳥取県学力向上戦略本部会議の概要について説明があった。小中学力部会、中高学力部会より、学力向上の今後の取組について、協議概要の報告があった。協議では、以前より議論いただいている指標の観点について、平成21年度から平成25年10月現在までのデータを見ながら議論いただき、質疑応答の後、「指標」が承認された。来年度の学力向上策として、学校においては、教員の質の向上に関する取組が必要であり、地域においては、住民の「願い・地域を守る気概」を伝える取組を進めること。家庭においては、子どもたちが頑張れるような環境をまず家庭でつくること。また、連携の面からは、維持する学習意欲を視点に、小中高連携の具体的な取組を考えること。家庭・地域が学校教育にどう関与して連携していくか、教科の系統性の連携なども必要との意見が出された。第4回鳥取県学力向上戦略本部会議は12月に最終会を開催し、来年度の学力向上事業とその運用について協議していく予定である旨の説明があった。

石田小中学校課長より、現在、平成25年度全国学力・学習状況調査結果の分析をもとに、昨年同様、「小学校児童・家庭用」「中学校生徒・家庭用」「小学校学校用」「中学校学校用」に区分して、課題、今後の取組の方向性等をまとめたリーフレットを作成中であり、完成次第学校へ配布する

予定である。「小学校児童・家庭用」については、生活リズム・生活習慣・子どもたちの夢や目標・学ぶ習慣・態度等についてまとめている。「中学校生徒・家庭用」についてもほぼ同様の構成にしているが、特に、「自己学習力」を高めていく必要があるため、自分で見通しを持ったり、振り返りをしながら、自分で計画を立て、勉強する力をつけていくことを目指す。「小学校学校用」「中学校学校用」については、「集団づくり」と「授業づくり」という観点でまとめている。また、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学の結果をまとめたものも作成し、優れている点、課題となる点、課題を克服するためにはどのような授業をすることが重要かということ、それぞれの教科で示したものとなっている旨の説明があった。

次いで、質疑応答が行われ、笠見委員から、リーフレットの活用方法について質問があり、石田小中学校課長より、微修正が終わった後には学校用、生徒用、家庭用をすべて配布し、校内での取組や PTA の会等で活かしてもらいたいと考えている旨の説明があった。

・報告事項イ 適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成25年度結果）について

谷教育総務課参事より、適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成25年度結果）について説明があった。鳥取県教育委員会では、毎年度、適正な経理処理の確保（不適正経理の防止）に向けて、定期的に県費及び県費外会計の経理処理の状況について点検を実施している。平成25年4月3日～6月7日に、事務局20機関と県立学校32校に対し、徹底した点検を指示して報告を受け、その内容に応じて必要な調査、確認を行った。その結果、2所属から所属物品として登録されていない有価物、金銭等が発見されたため、用途を特定することができるものについてはそれぞれ適正に処理し、経緯不明であり用途も特定できない現金については、県に繰り入れることとした。また、県費外会計についての点検結果としては、1所属において、支出証拠書類の整備、保管等ができていないものがあったため、対応方針として、県費外会計の処理方法を抜本的に改善する旨を指示した。いずれも過年度の点検時に発見、報告可能なものであり、所属での自主点検が徹底できていなかったことが原因であることから、次年度以降も各所属による自主点検を継続し、経理状況を公表するほか、教育行政監察担当による現地確認を実施する旨の報告があった。

次いで、質疑応答が行われ、笠見委員から、点検は毎年行っているのにこういう事例が出てくるということは、担当職員の異動等に原因があるの

ではとの質問があり、谷参事より、きちんと所属による毎年度の調査ができていなかったことが要因である旨の説明があった。また、横濱教育長より、来年からは結果を受けてから動くのではなく、抜き打ち抽出で調査することも検討したいという意見があった。

・報告事項ウ 平成25年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定について

山根参事監兼高等学校課長より、平成25年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定について説明があった。この制度は平成18年度末から行っており、平成20年度末からは、特別支援学校にも拡大している。昨年度末の実績としては、7名が応募し、その内の4名が異動をしている。今年度は、過去最高の19校がこの制度を実施する。東部の高校の公募実施校が非常に少ないので、来年度へ向けて校長会等でさらに呼びかけていきたい。今後の予定としては、随時公募実施校による説明会を開催し、志願書の提出、取りまとめ、面接を実施し、12月20日までに公募実施校の校長が候補者の具申を行い、最終的に県教育委員会が配置を決定する旨の説明があった。

次いで、質疑応答が行われ、笠見委員より、この制度に対する教諭の意識についての質問があり、山根参事監兼高等学校課長より、すべての教諭に人事異動の時期の異動聞き取りがあるため、敢えて今異動を希望しなくてもいいという思いを持っている教諭もいるのではとの回答があった。また、中島委員長、横濱教育長より、この制度を存続させるのであれば、もっと運用を考える必要があるのではという意見や、校長の希望と職員の希望が合致し、通常の人事異動とは別に自らが進んで希望して異動できる制度があることは良いことである等の意見があった。

・報告事項エ 第3回船上山少年自然の家・大山青年の家 運営委員会の概要について

宮城家庭・地域教育課長より、第3回船上山少年自然の家・大山青年の家運営委員会の概要について説明があった。今後の両施設のあり方について、これまで運営委員会を開催し協議を続けてきたが、このたび最終の運営委員会を開催し、「学校教育と密接に連携した青少年社会教育施設として、今後とも運営委員会等の外部の意見を聞きながら、県直営で運営していく」との意見がまとまった。県直営の強みを活かして、いじめ、不登校、英語教育など

今日的教育課題に対応した体験活動プログラムの実施や、両施設の特徴を活かした自然体験プログラム、長期宿泊プログラムなどの検討を行い、教員の人材育成と活用にも力を入れていくなど、学校教育との連携を強化すること。可能な事業については外部委託を実施するとともに、共催事業の実施も検討するなど、企業、各種団体、NPO、市町村等との連携も強化していくこと。また、運営委員会の常設を行い、外部委員を交えて、施設運営上の諸課題について継続的に検討を行い、施設運営に外部の意見、評価を反映していく旨の説明があった。

・報告事項オ 学校生活ガイドブックの更新及びロシア語版の追加について

鳥飼人権教育課課長補佐より、学校生活ガイドブックの更新及びロシア語版の追加について説明があった。日本語に不安がある外国籍保護者等が、日本の学校制度や学校生活に関する理解を深め、不安を解消できるようにと、学校生活に関する事柄を母国語化したガイドブックを平成17年度に作成していたが、学習指導要領等の変更に伴い今回改訂を行ったものである。新たにロシア語版の希望があったので、ロシア語版ガイドブックを追加している。またこのガイドブックは、教育委員会のホームページで公開している旨の説明があった。

次いで、質疑応答が行われ、中島委員長より、ホームページ上の掲載場所が、日本語がわからない方にはたどり着けない場所にあるので、トップページに貼り付けるなどわかりやすく表示してほしい等の意見があった。

・報告事項カ 重要伝統的建造物群保存地区の選定について

上山文化財課長より、重要伝統的建造物群保存地区の選定について説明があった。このたび国の文化審議会から、大山町所子にある約25.8ヘクタールの土地を伝統的建造物群保存地区に選定するように答申があった。所子の集落の中心には大山への参詣道である坊領道（ぼうりょうみち）が通り、主に、南東のカミ、北西のシモと呼ばれる2つの家屋群からなる。カミの集落内には登録文化財の美甘家住宅があり、シモの集落内には重要文化財の門脇家住宅等がある。この地区は、近世から昭和初期にかけて建築された伯耆地方の伝統的な建築様式をよく残す大規模な主屋や附属屋等からなる農家が群として残っている。また、集落内を流れる水路や田畑などと一体となって伝統的な農村景観を形成し、歴史的風致をよく残している点で、我が国にとって価値が高いと判断された。なお、今回の選定後、

鳥取県の国選定重要伝統的建造物群保存地区の数は、白壁土蔵群で有名な倉吉市打吹玉川に次いで2地区となる旨の説明があった。

次いで、質疑応答が行われ、横濱教育長より、写真を見ると、建造物群の中の電柱が目立つので地中化等できないのだろうかという意見があり、上山文化財課長より、対応方法等について確認する旨の回答があった。

・報告事項キ 第68回国民体育大会における鳥取県選手団の成績について

吹野スポーツ健康教育課長より、第68回国民体育大会における鳥取県選手団の成績について説明があった。鳥取県選手団の成績は、昨年と比べると残念ながら、天皇杯の順位は44位から45位に、皇后杯の順位は36位から44位に低下し、競技得点については260.5点から220.0点と40点以上の減少となった。得点の内訳としては、少年が151.5点、成年が68.5点で、成年の得点は過去最低のものであったが、一方では、相撲、弓道、カヌーにおいては昨年以上の活躍があった。特に、水泳高飛込の少年女子の部で優勝、ボートの成年女子シングルと少年男子シングルで優勝、相撲の少年男子団体で優勝、弓道の少年男子近的で優勝等、高校生を中心に素晴らしい成績を収めた旨の説明があった。

・報告事項ク～コについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。

・報告事項サ 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

森田教育総務課長より、鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について説明があった。このたびの9月議会において鳥取県附属機関条例が改正され、それに伴い所要の改正を行うものであること。規則の概要としては、それぞれの附属機関について庶務担当機関を定めるものとしており、施行期日は公布日とする旨の説明があった。

・報告事項シ 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

森田教育総務課長より、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について説明があった。鳥取県附属機関条例の制定及び学校教育法施行令の一部改正に伴い、鳥取県教育委員会事務局の事務処理権限の一部改正を行うものであり、附属機関の委員の任命について教育長及び課長の専決事

項等を新たに定めたものである。施行期日は、平成25年10月11日とする旨の説明があった。

- ・ **報告事項ス～トについては、資料配布のみとし説明は省略することとなった。**

中島委員長が閉会を宣言し、10月定例教育委員会を閉会した。